

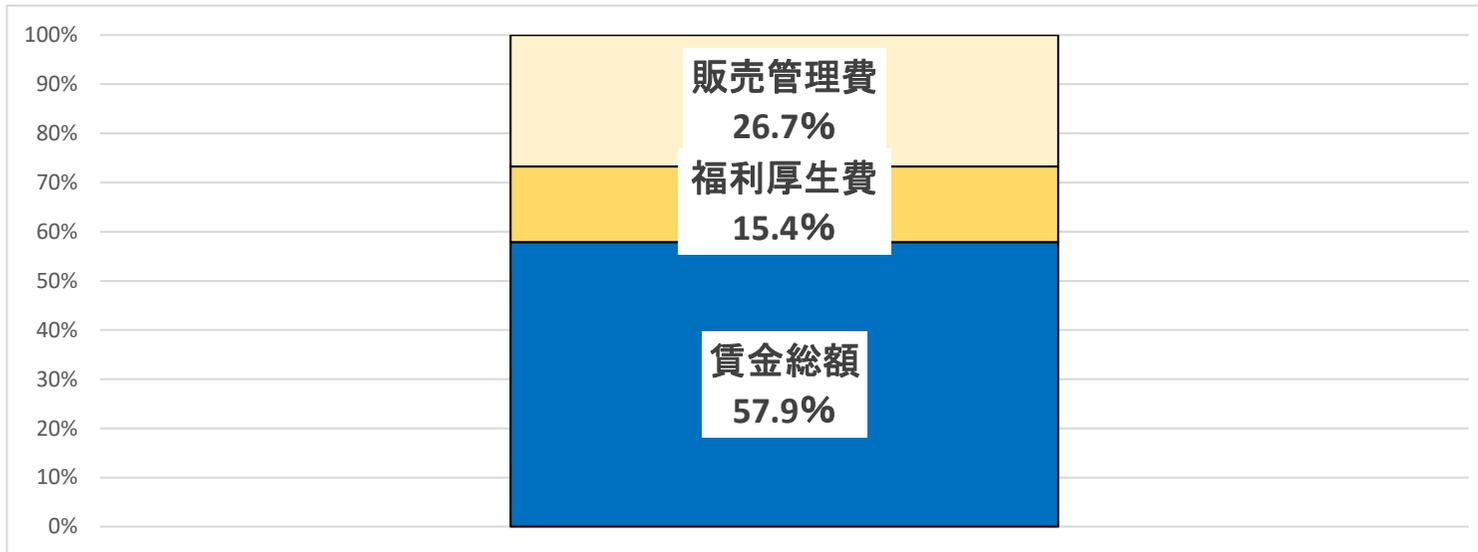
# 株式会社日本イーエムエス

## 2023年度労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

(2023年4月1日～2024年3月31日)

### 【マージン率】

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合:42.1%



賃金総額に含まれるもの:賃金、手当、賞与、交通費、退職金経費等

福利厚生費に含まれるもの:引当金、法定福利費(各種保険負担)、厚生費(健康保険、制服代、福利会員費、諸経費)、教育訓練費等

販売管理費に含まれるもの:募集経費、待機費用、人件費、運営費(事務所、器具備品、保険)、諸経費等

教育訓練に関する事項:安全教育、TIG溶接の練習、CAD操作訓練、OA機器操作中級、ソフトウェアの基本理解、セキュリティ研修、階層別研修  
キャリアコンサルティング 窓口 電話046-294-2345 又は事務所内での相談可能(担当谷内)

労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結有 協定労働者の範囲は全ての派遣労働者とし、協定期間は2025年3月31日までとします。

尚、協定期間内に同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額に変更が生じた場合は速やかに協定書の見直しを行います。

派遣労働者の数(2024年6月1日付):3人、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数(2023年度派遣先事業所数):4件

労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間労働):24,634円、派遣労働者の賃金額の平均(1日8時間労働):14,246円

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合:42.1%